

- ① 小作料、作業委託料、雇人費、ライスセンター使用料、土地改良費などの領収書

② 農業用機械・器具、農業用自動車等の燃料費、修繕費、保険料、租税公課の領収書。新規に取得した場合は販売証明書又は取得日がわかる領収書

③ 農業近代化資金利子の金融機関などの証明書

④ その他肥料等農業に関連した支出に対する領収書

なお、税務署から申告書が郵送されている場合は、その申告書を使用しますので持参してください。

町県民税の申告

○申告が必要な方

平成26年1月1日現在、神崎町に住んでいる方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

ただし、所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。

（平成25年1月から12月までに次の所得があつた方）

① 営業や農業などの事業所得
② 不動産・譲渡・一時・山林および雑所得
③ 退職所得（特別徴収をしていない

町県民税の申告

平成26年1月1日現在、神崎町に住んでいる方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

ただし、所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。

◎申告が必要な方

い
方

「給与所得がある方で、次のいずれかに該当する方」

- 車等の燃料費、修繕費、保険料、租税公課の領収書。新規に取得した場合は販売証明書又は取得日がわかる領収書

③ 農業近代化資金利子の金融機関などの証明書

④ その他肥料等農業に関連した支出に対する領収書

なお、税務署から申告書が郵送されている場合は、その申告書を使用しますので持参してください。

- ①勤務先から神崎町役場へ「給与支払報告書」の提出がなかつた方（勤務先で確認してください）

②給与所得のほか、事業や不動産などの所得が20万円以下で確定申告をしない方

③給与を2ヶ所以上から受けている方（恩給や年金などを受けている方も含まれます）

④雑損控除や医療費控除などを受けようとする方

⑤平成25年中に退職した方

〔所得がなかつた方〕

平成25年中に自分の所得がなく、扶養親族にもなっていない方は、昨年の生計（収入）状況を書いて、所得0円で申告してください。国民健康保険税、各種年金の審査や所得証明などの資料として必要

なお、神崎町に住んでいない方でも平成26年1月1日現在、次のような方は申告が必要です。

①町内に事務所や事業所または家屋敷がある方

②実質上の生活の本拠地が神崎町にある方

○申告に必要なもの

- い。

①印鑑（認印）②所得を証明する書類（源泉徴収票、給与証明書または帳簿書類等）、③社会保険料・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料や医療費・寄附金などがある方は、その領収書や証明書等

町県民税の申告書は申告会場に用意してあります。事前に必要とする方にはお送りしますので、役場町民課税務係までご連絡下さい。

◎受付時間：午前9時から11時まで、午後1時30分から4時まで（日曜日は午後3時まで）

ただし、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を終了させていただく場合があります。お早めにお越しください。

◎ 2月17日～3月10日は該当地区の人が優先となります。該当地区以外の人が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、ご了承ください。

◎ 2月23日（日曜日）は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は月曜日から金曜日の午後5時までに役場町民課税務係（TEL 72-2112）へご連絡ください。